

一般社団法人 全国がんセンター協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人全国がんセンター協議会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、がん専門病院およびがん医療に注力する総合病院の連携・協働を促進し、臨床・経営両面の指針整備、政策提言、教育研修等を通じて、我が国のがん医療の質の向上と均てん化に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. がん診療に関する臨床指標・経営指標等の収集・集計・分析・公表
2. 行政機関・関係団体等に対する提言・意見表明
3. 医療従事者向けの教育・研修・情報提供
4. 年次総会その他の会議の開催・運営
5. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員（社員）

(会員区分)

第5条 本法人の社員は、次の二区分により構成する。

- (1) 専門施設会員：本法人の目的に賛同するがん専門病院またはその病院に勤務する医師
- (2) 総合施設会員：本法人の目的に賛同し、がん医療に積極的に取り組む総合病院またはその病院に勤務する医師

(社員の資格主体・代表者)

第6条 社員の資格主体は施設及び個人とする。各施設は本法人に対し1名の議決権行使者を届け出て議決権を行使する。議決権行使者は施設長が指名し、変更は理事会所定の方法で届け出る。社員施設は、その議決権を行使する者を変更したときは、遅滞なく本法人に届け出なければならない。

(加盟・追加加盟の手続)

第7条 当法人の目的に賛同し、新たに社員としての加盟を希望する施設は、理事会の定める加盟条件（細則）に従い申請し、理事会の承認を経て社員となる。

2 加盟条件の制定・改廃は理事会の議決による。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 社員は、当法人所定の様式による申込みにより退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 11 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散又は統廃合により本法人社員の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 死亡したとき。

(社員名簿)

第 12 条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。オンライン開催を妨げない。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。なお、出席には、委任状、書面又は電磁的方法による議決権行使を含む。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事・監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事の候補者の推薦、投票方法その他選任手続の細目は、理事会の議決により別に定める役員選任規則による。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる同法111条第1項に基づく損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる同法111条第1項に基づく損害賠償責任の限定契約を締結することができる。その責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事たる会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。オンライン開催を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会

(設置)

第38条 理事会は、目的達成のため次の委員会を置く。

- (1) 保険診療委員会
- (2) 教育研修委員会

- (3) 臨床経営指標委員会
- (4) その他理事会が必要と認める委員会

(委員の選任等)

第39条 委員長・委員の選任、所掌事務、運営細目は理事会の議決で定める。

第7章 事務局

(設置場所と運営)

第40条 本法人の事務局は、公益財団法人がん研究会有明病院内に置く。

- 2 事務局長は、がん研究会有明病院から選出された社員、又は会長が指名する者がこれにあたる。代表理事は事務局長を兼ねない。
- 3 事務局業務は、公益財団法人がん研究会との業務委託契約により遂行する。業務範囲、業務委託料、秘密保持、個人情報・データ管理、責任分界、契約の更新・終了その他必要な事項は、当該委託契約において定める。

第8章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則
(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(施行期日)

第49条 本定款は設立登記の日から施行する。

(任意団体からの移行)

第50条 任意団体「全国がんセンター協議会」は、本法人の設立が完了した時点で解散し、その有する資産・権利義務・記録その他必要な事項は、別途定める手続（解散決議・財産移行に関する合意書・寄附契約等）に基づき本法人に移行させる。

2 前項の実施方法・時期・範囲・会計処理の詳細は理事会の議決で定め、社員総会に報告する。

(細則等)

第51条 この定款の施行に必要な細則（加盟条件、理事会細則、委員会規程、事務局運営規程、情報管理規程等）は理事会の議決により別に定める。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事： 瀬戸泰之、渡邊雅之、戸井雅和、酒井リカ、田中洋史、山本一仁、松浦成昭、森田 勝、山内智香子、加治正英、工藤 俊

設立時代表理事： 瀬戸泰之 住所：東京都文京区西片二丁目14番15号

設立時監事： 加藤 厚、宇都宮徹

(設立時社員の名称及び住所)

第53条 設立時社員の名称及び所在地は、次のとおりである。

1 公益財団法人がん研究会

所在地：東京都江東区有明三丁目8番31号

2 佐野 武

住所：東京都豊島区雑司ヶ谷一丁目50番4号

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国がんセンター協議会 を設立するため、設立者全員の定款作成代理人である 司法書士 宮地盛幸 は電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員 公益財団法人がん研究会
代表理事 浅 野 敏 雄 (印)

設立時社員 佐 野 武 (印)

定款作成代理人 司法書士 宮 地 盛 幸